

KMAP 事業でのマリンアクティビティ運用に係るパートナーシップ協定書

(目的)

第1条 この協定は、佐賀県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）がマリンアクティビティを通じて、唐津エリアの交流人口の拡大を図り、地域活性化につなげていくことを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲は乙に対し、前条の目的を達成するため、乙の従業員やその家族などを対象にマリンアクティビティ体験を優待価格（団体料金と同額）とする。

2 乙は、甲が実施するマリンアクティビティ関連施策の広報に協力するものとする。

(協定の見直し)

第3条 甲又は乙が、この協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、双方いずれからも書面による申し出がない場合は、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(解約)

第5条 甲又は乙が、この協定を解約する場合は、解約予定日の1か月前までに書面により通知するものとする。

(秘密の保持)

第6条 甲と乙は、本協定により相手方に開示する情報のうち、当該当事者が秘密である旨の指定をした情報（以下、「秘密情報」という。）については、秘密情報を提供した者の事前の同意がない限り、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 甲と乙は、前項の秘密情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管しなければならない。

3 前2項の規定は、本協定の有効期間終了後もその効力を有するものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号

佐賀県知事

乙